

出雲推奨商品「おいしい出雲」募集要領

(第3期追加認定商品募集)

1. 目的

本要領は、別に定める出雲推奨商品「おいしい出雲」認定要綱に基づき、出雲推奨商品認定委員会（以下、「委員会」という。）が、出雲市内において生産又は製造されている魅力ある食品を出雲推奨商品「おいしい出雲」として認定し、積極的に情報発信することで、販売促進及び販売意欲の向上を図ることを目的とし、募集を行うものです。

2. 申請資格

- (1) 出雲市内に主たる事業所を有する法人又は団体
- (2) 出雲市内に住所を有する個人

3. 申請対象商品

生鮮食品、加工食品及び飲料などの飲食物

4. 申請期間

令和3年1月12日(火)～2月15日(月) 17:00 厳守

※季節的な商品で、申請期間中に商品が製造されていない場合でも、商品パッケージ(食品表示記載があるもの)と商品封入時の写真があれば申請することができます。

5. 認定期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）

6. 認定費用

認定登録料 1商品につき4,000円(税込)

※ガイドブックの発行は、3年に1回です。

今回の募集により認定された商品は、ガイドブックに掲載されません。

7. 認定基準

- (1) 出雲市内で生産・採取又は製造・加工された商品、若しくは出雲市内で生産・採取されたものを主な原材料として使用し、市外で製造・加工された商品
- (2) 消費者が安心して商品を購入するために義務付けられている食品表示法に基づいた食品表示がある商品
- (3) 関係法令に基づいた衛生管理を行った場所で製造された商品
- (4) 製造物責任法（PL法）第3条に規定されている損害賠償責任を果たすことができるよう責任保険に加入しているものが製造した商品。ただし、製造物責任法（PL法）の対象外となる商品は除く。
- (5) 特許権及び商標権を不当に侵害していない商品
- (6) 表示ラベルに申請者の名称が記載された商品
- (7) 出雲市以外で生産又は製造されていることを連想させる商品でないこと。

(8) 「おいしさ」について、次のア～エのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。

- ア 出雲の食文化を表したおいしさである
- イ 商品の見た目（中身）からおいしさが伝わってくる
- ウ 商品の説明（外見）からおいしさが伝わってくる
- エ 出雲の推奨商品として他者に勧めたいおいしさである

(9) 「差別化」について、次のア又はイのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。

ア 出雲に因んだ商品

例) 下記のようなものを出雲に因んでいる商品とする。

ネーミングやパッケージに「出雲」の表記がある商品

出雲市民が見て出雲を連想できるパッケージデザイン

出雲の風土・歴史・謂れ等を活用している商品

出雲市民がソウルフードと認める商品

イ 商品に魅力があり、将来、販売拡大に期待が持てる商品

パッケージ、ネーミング、製造方法、想定する販路と販売プランとのバランス、バイヤー視点での取り扱いやすさを総合的に判断する。

8. 申請方法

所定の申請書類に必要事項を記入し、添付書類及び商品を添えて、出雲推奨商品認定委員会事務局まで郵送又はご持参ください。商品の持込期間につきましては、別途ご案内いたします。また、様式については事務局でも配布しています。

9. 申請に必要な書類等

(1) [様式第1号]出雲推奨商品「おいしい出雲」認定申請書・・・1部

(2) [様式第2号]商品基本情報（FCPシート）・・・商品毎に1部

(3) [様式第3号]自己評価シート・・・商品毎に1部

(4) 添付書類

① PL法に規定されている損害賠償責任を果たすことのできる責任保険の加入を証明するものの写し等・・・各1部

② HACCP に沿った衛生管理を行っていることが分かる書類の写し・・・商品毎に1部

例) 衛生管理計画、記録簿の写し など

※製造を他社に委託している場合は、実際に製造している工場のもを提出してください。

※JFS、FSSC22000、ISO22000、SQF など、HACCP を要件としている民間認証を取得している場合は、認定証等の写しで可。

※一次産品及び厚生労働省ホームページ上に手引書が出ていないカテゴリについては、現在実施している衛生管理について、[様式第2号]商品基本情報（FCPシート）の品質管理情報にできる限り詳しく記入してください。

[参考]HACCP 制度化：R2.6.1 施行（1年間の経過措置あり）

R3.6.1 完全施行

(5) 商品

内容	数量	持込期間 (持参か郵送)
商品サンプル	<u>商品ごとに1個</u>	商品サンプルの持ち込みについては 申請された事業所様へ別途ご案内 いたします。
試食 (審査会用)	<u>商品ごとに15食分</u> 1食分=ひとくち (味が分かる大きさ)	

10. 審査

認定基準に基づき、出雲推奨商品認定審査委員会が審査します。

11. 注意事項

- (1) 第2期（認定期間：H27年8月1日～R2年3月31日）の期間中に「おいしい出雲」の出雲推奨商品認定を受けた商品であっても、第3期での認定を受けるためには新たに申請が必要となります。
- (2) 一申請で数品目申請することができますが、様式第2号、3号、添付書類②及び商品については、一品目ごとに提出してください。
- (3) 申請書類は様式ごとに記入例がありますので、参考にしてください。
- (4) 提出された申請書類、添付書類、商品は、原則、返却いたしません。
- (5) 認定後、一定期間ごとに認定商品の販売実績及び新規販路について調査させていただきますので、ご協力をお願いします。

申請書提出先及びお問い合わせ

出雲推奨商品認定委員会

(事務局) NPO法人21世紀出雲産業支援センター

〒693-0002 島根県出雲市今市町北本町3-2-1

TEL (0853) 25-2488 FAX (0853) 24-0086

[21世紀出雲産業支援センター](#) [検索](#)

URL <http://npo-i-i-support.org>